

中小企業者等が先端設備等導入計画に基づいて新規取得した設備に係る課税標準額の特例について

生産性向上特別措置法に基づいて、令和5年度から令和6年度までの間に「先端設備等導入計画（以下、導入計画）」を策定し、本市の認定を受けた中小企業のうち、一定の要件に該当する場合は、認定後に導入計画に基づき取得した新規設備に係る固定資産税（償却資産）が3年間2分の1に軽減（賃上げ表明することで最大5年間3分の1に軽減）されます。

なお、導入計画の認定を受けた資産が全て課税標準の特例の対象になるわけではありません。課税標準の特例を受けるためには、以下の要件に該当する必要があります。

■ **適用期間** 取得が令和5年4月1日～令和7年3月31日

■ **特例対象・割合**

(1)対象者

- ア 資本金または出資金の総額が1億円以下の法人
- イ 常時使用する従業員数1000人以下の個人事業主等のうち先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）

(2)対象設備

- ア 労働生産性が年率3%以上向上すること
- イ 投資利益率5%以上となることが見込まれる設備
 - ① 取得価格が160万円以上の機械・装置
 - ② 取得価格が30万円以上の測定工具及び検査工具
 - ③ 取得価格が30万円以上の器具・備品
 - ④ 取得価格が60万円以上の建物附属設備（償却資産として課税されるもの）

■ **添付書類**

以下の書類全てを添付し、申告書と合わせて提出してください。

- ① 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ② 先端設備等導入計画に係る認定についての写し
- ③ 先端設備等導入計画の写し
- ④ 先端設備等導入計画に関する確認書の写し
- ⑤ 先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し
- ⑥ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し（賃上げありの場合）
- ⑦ リース契約書の写し（所有権移転外リース取引の場合）
- ⑧ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

※⑦・⑧は、ファイナンス・リースに関して、リース会社が申請を行う場合に必要な書類です。

◎生産性向上特別措置法による支援については、「中小企業庁」のホームページをご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>